

12月4日～10日は 人権週間 12月10日は 世界人権デー

問い合わせ 人権推進課 ☎38-2055

毎年12月10日は「世界人権デー」です。
第68回人権週間(12月4日～10日)では、市民の皆さんに犯罪被害者の人権問題について広く知っていただくため、公益社団法人ひょうご被害者支援センター副理事長の岩井圭司さんに「犯罪被害者の理解と支援」をテーマに寄稿していただきました。



芦屋市人権シンボルマーク



【岩井 圭司(いわい けいじ)氏プロフィール】

公益社団法人ひょうご被害者支援センター副理事長
兵庫教育大学大学院教授 精神科医師。
神戸大学医学部卒業後、兵庫県立光風病院、神戸大学附属病院などを経て、阪神・淡路大震災被災者のための援助機関として設立された、兵庫県精神保健協会こころのケアセンターに勤務。
日本トラウマティック・ストレス学会会長。

犯罪被害者の 理解と支援のために

「純粋な」犯罪被害者への同情

「犯罪被害者」と聞くと、「悪いのは加害者だ。被害者には罪がない」「落ち度のない被害者を責めるような人はけしからん」と思う方が多いと思います。さて、それでは、被害者にも「落ち度」があるように見える場合はどうでしょうか。

被害者に隙や落ち度があったとしても、やはり悪いのは加害者のはずです。そうであるにもかかわらず、無意識のうちに私たちは、「純粋な(無垢で無過失な)被害者には同情すべきだが、被害者に過失がある場合はそうではない」と考えてしまっているということはないでしょうか。

「被害者非難」について

話は少し変わりますが、先日ブログに、「自業自得の人工透析患者なんて、全員実費負担にさせよー無理だと泣くならそのまま殺せー」と書いて、世間から批判されたフリーアナウ

ンサーがいました。「病気になるのは本人が養生しないから悪いのだ」という論理なのですが、同じようなことが犯罪被害についても言われることがあります。たとえば「レイプされるのはお前に隙があったからだ」というような言い方です。

近年、ある種の自己責任論を問う風潮が高まってきていることは、被害者支援の観点からは非常に心配なことです。「あんな危ない場所に行かなくてよかったのだ」というレベルの自己責任論から、中には根拠もないままに「被害者の方が加害者を挑発したのではない」「被害者に負い目があるのですぐに訴えなかったにちがいない」という憶測が語られることが、実際に増えてきているように感じます。

先入観と偏見:とくにジェンダー・バイアスについて

とくに若い女性の性被害は、人々の先入観や偏見(バイアス)から被害者非難を受けや

すいということが指摘されています。これをジェンダー・バイアスと言います。

たとえば、「暗い夜道を着飾った若い女性がひとり歩きしていたら、そりゃあ襲われても仕方ないよ」「ひとり歩きしていた被害者女性の方が悪いのだ」というような言い方が、その典型です。

ここで試みに、「若い女性」を老年男性に置き換えて、少書き換えてみましょう。「暗い夜道を金持ちそうな身なりをした80代の男性が大金をもって歩いていたら、そりゃあ襲われても仕方ないな」と。どうでしょうか。若い女性の場合には思わず「襲われても仕方ない」に同意してしまいがちになる人でも、それが老年男性の場合は「仕方ない」と思う人は少ないのではないでしょうか。

「公正世界観」を越えて

それでは、先入観やジェンダー・バイアスなどの偏見を捨てれば、被害者非難はなくなるのでしょうか?残念ながら、答えは否です。私たちはみな、安全で幸せな社会に住みたいと願っています。そして、できることなら、いまの社会がそうであると思いたい気持ちをもっていきます。そういった気持ちは「努力をすれば報われる」「正義はいつも最後に勝ち、

悪は亡びる」という秩序を信じることにつながり、心の安定に貢献します。これを公正世界観と呼びます。

公正世界観がまちがっている、というのではありません。しかしそれが、「悪いことは悪い人に起きる」「頑張らなかつた人は痛い目にあう」、さらには「悪いことが起きるのはその人が悪いからである」という考え方につながってしまうと、それはそのまま被害者非難になります。

今こそ私たちに、単純な公正世界観を乗り越えることが求められているのです。

やさしい想像力へ

このように、犯罪被害者の理解と支援のために必要なことは、単純な公正世界観や、ましてや勧善懲悪的な正義感ではありません。犯罪被害に苦しむ被害者の苦悩を想像して、彼らと共に社会の中で生きていくこととすること。そういったやさしい想像力がこそ、必要なのではないでしょうか。それには個人のこころがけも必要ですが、より広い社会的な被害者支援の取り組み、多機関の連携が必要です。

本紙(下記)には相談機関の連絡先も掲載しておきましたので、適宜ご活用ください。

犯罪被害にあわれたかたへ

問い合わせ 建設総務課 ☎38-2480

犯罪被害にあわれたかたは、犯罪行為による直接的な被害だけでなく、その後の精神的な苦痛、中傷などの二次的被害によっても苦しめられることが少なくありません。「公益社団法人ひょうご被害者支援センター」では、このようなこころの悩み相談を電話にて行っています。

市では、犯罪被害者支援条例に基づき、犯罪被害により1カ月以上の重傷病を負われたかた等への支援を行っています。

【電話相談】公益社団法人

ひょうご被害者支援センター
火・水・金・土(祝日を除く)午前10時～午後4時
☎078-367-7833

【芦屋市の支援】

支援金の支給/日常生活の支援(家事援助費用助成・一時保育費用助成・家賃助成・転居費用助成等)

人権週間の街頭啓発と特設人権相談所

【街頭啓発】

■日時 12月6日(火)午前8時30分～9時まで ■会場 JR芦屋駅周辺 ■内容 山中市長と人権擁護委員が街頭啓発を行います。

【特設人権相談所】

■日時 12月6日・27日(火)午後1時～4時 ■会場 市役所北館1階 人権推進課内相談室 ■内容 いじめ・いやがらせ・名誉棄損・信用問題その他人権に関することでお困りのかたの人権相談。秘密は厳守します。(1人1時間) ■相談員 人権擁護委員(法務大臣委嘱) ■申し込み 当日午前中まで、電話で下記へ(要予約)

問い合わせ 人権推進課 ☎38-2055